

<みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例の概要>

前文の要旨

近年は、地球温暖化の影響もあり、全国各地で豪雨による被害が度々発生しているだけでなく、台風の大規模化が懸念されており、こうした災害に警戒する必要性が高まっている。さらには、雲仙活断層群を始めとした活断層が確認されている地域だけでなく、これまで地震が想定されていなかった地域においても、大きな地震が発生する可能性があり、その対策が急務となっている。また、本県は、玄海原子力発電所から最短で8.3キロメートルの距離にあり、万一原子力災害が発生した場合には、本県も大きな影響を受ける可能性が高い。

災害による被害を最少化するためには、行政による防災対策のみならず、県民自らが防災対策を講じるとともに、周囲と互いに助け合いながら地域の安全を確保することが必要である。

個々の県民による防災対策と地域における防災対策それぞれの重要性を改めて認識するとともに、過去に経験した災害から得られた教訓を伝承することで、災害への対応能力を高めなければならない。

災害を未然に防止し、たとえ災害が発生したとしてもその被害を軽減することができる「災害に強い長崎県」を実現するため、県民、地域、事業者、市町及び県がともに力を合わせて防災対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

<目的（第1条）>

防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織及び事業者の役割、市町の役割及び県の責務を明らかにするとともに、県民等による防災対策の基本となる事項並びに市町及び県の基本的な施策を定めることにより、災害対策基本法その他の法令と相まって、県民等、市町及び県の協働による防災対策を総合的に推進し、もって災害に強い長崎県の実現を図ることを目的とする。

<基本理念（第3条）>

災害に強い長崎県を実現するための防災対策は、次の事項を基本として効果的かつ着実に行われるものとする。

- ・自助、共助及び公助の理念の下に、県民等、防災関係機関、市町、県の適切な役割分担が図られること。
- ・男女双方の視点、災害時要援護者の支援等が配慮されること。

<県民の役割（第4条）>

県民は、基本理念のっとり、次の事項を行うよう努めるものとする。

- ・平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策を実施すること。
- ・県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。

<自主防災組織の役割（第5条）>

自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害時に果たす役割を認識し、次の事項を行うよう努めるものとする。

- ・地域住民と協力して、地域における防災対策を実施すること。
- ・県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。

<事業者の役割（第6条）>

事業者は、基本理念にのっとり、災害時に果たす役割を認識し、次の事項を行うよう努めるものとする。

- ・平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策を実施すること。
- ・県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。
- ・避難場所の提供等により、地域住民及び自主防災組織が実施する防災対策に協力すること。

< 市町の役割（第7条） >

市町は、基本理念にのっとり、次の事項を行うよう努めるものとする。

- ・当該市町の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県及び防災関係機関と連携し、防災対策を総合的に推進すること。
- ・県及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。

< 県の責務（第8条） >

県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町及び防災関係機関と連携し、防災対策を総合的に推進しなければならない。

第2章 県民等による防災対策（自助・共助）

主な内容（第9条～第16条）	
県民	防災に関する意識の高揚等、災害教訓の伝承、自主防災組織の活動への参加、物資の備蓄等、建築物等の倒壊等の防止、円滑な避難
自主防災組織	防災に関する意識の高揚等、物資の備蓄等、円滑な避難、地域住民への災害等に関する情報の伝達、避難の誘導、災害時要援護者の円滑な避難への配慮
事業者	防災に関する意識の高揚等、物資の備蓄等、建築物等の倒壊等の防止、円滑な避難、事業継続計画
観光施設等の所有又は管理者	観光施設等の利用者の安全確保

第3・4章 市町・県の基本的な施策（公助）

主な内容	
市町 （第17条～第23条）	災害等に関する情報収集等、自主防災組織の育成、消防団の充実強化、物資の備蓄、避難計画の策定等、医療救護体制の整備、市町の業務継続計画
県 （第24条～第38条）	防災教育等の機会の確保、防災推進員の育成、災害教訓の伝承に対する支援、物資の備蓄等、事業者との協定、防災に関する施設等の整備、孤立地区対策の推進、災害等に関する情報の収集等、災害時要援護者への支援、旅行者の安全の確保、防災ボランティアへの支援等、広域的な医療救護体制の整備等、公衆衛生の確保、県の業務継続計画、災害復旧及び復興の推進、県民等の意見の反映

第5章 雑則

< 長崎県防災月間（第39条） >

県民等の中に広く防災についての関心と理解を深めるとともに、防災対策の一層の推進を図るため、長崎県防災月間を設ける。

長崎県防災月間は、7月1日から7月31日までとする。

< 財政上の措置（第40条） >

県は、防災に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

< 施行期日 >

平成25年4月1日